

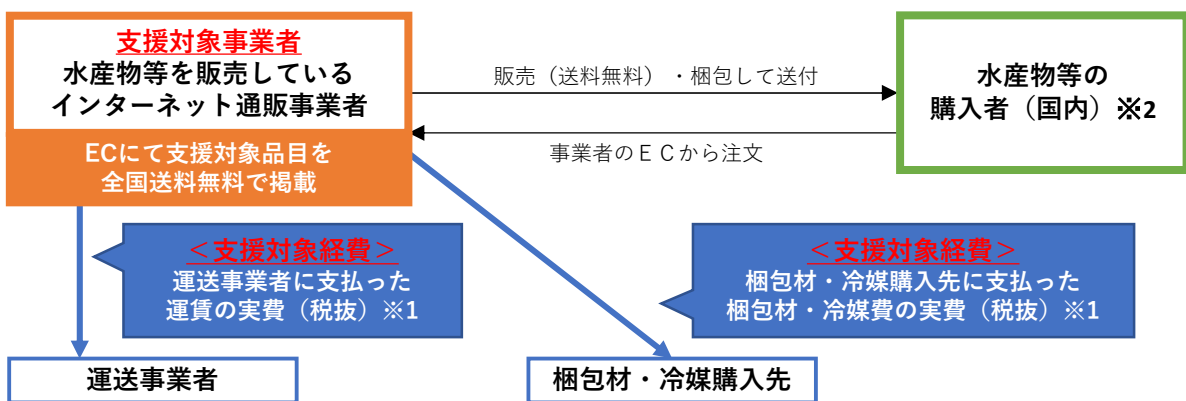
## 令和2年度水産物販売促進緊急対策事業 (インターネット通販等を活用した販売促進) 活用希望事業者 募集 (第11期)

令和2年度水産物販売促進緊急対策事業(インターネット通販等を活用した販売促進)(以下「本事業」といいます)について、活用を希望される事業者を募集します。

### ■本事業について

新型コロナウイルス感染拡大に伴うインバウンド需要の減少や、輸出の停滞又は外食需要の減少等により、在庫の滞留、価格の低下、売上げの減少等が生じている水産物等について、その販売促進に緊急的に取り組む必要があります。

本事業は、こうした課題に対して、インターネット通販等(以下「EC」と記載)を活用して、在庫の滞留や価格の低下等が生じている水産物等を出品し、全国送料(梱包材・冷媒費用を含む)の無償化の支援を行うことにより、水産物の販売促進することを目的とします。



- ※1: 支援対象経費は、運送事業者、梱包材・冷媒購入先等に支払った実費となります。そのため、従前に一律運賃を設定し、それを無償化した場合でも、支援対象経費は、購入者毎に運送事業者等に支払った実費となります。梱包材・冷媒費を、一括購入している場合は、商品一品で使用する梱包材・冷媒の量に基づき、梱包材・冷媒費の実費を算出、支援対象経費とします。また、本事業では消費税は対象とならないため、支援対象経費は運賃、梱包材・冷媒費の税抜金額となります。なお、支援対象経費として計上する経費は、国が実施する他の支援制度を併用することができません。
- ※2: 送料支援対象品目を消費者に向けて送付する場合及び事業用途(外食事業者に向けた調理材料用や量販店に向けた販売用など)として事業者に向けて送付する場合を対象とします。

### ■応募いただける事業者

本事業に応募いただけるのは、送料支援対象品目を取り扱い、送料無料で、購入者に販売し、送付できる民間団体(個人事業主含む)です。

**現在、インターネット通販事業を行っていない事業者**でも、公募要領及び公募要領別紙に記載された支援対象事業者の要件に合致していれば、応募できます。

(本事業で取り扱う全ての送料支援対象品目は、品目Webデータベース(裏面参照)に掲載されます。)

※支援対象事業者の要件は、公募要領及び公募要領別紙をご確認ください。

### ■送料支援対象品目

送料支援対象品目は、本事業で定められる**事業対象品目(裏面参照)**となっております。

事業対象品目とのセット商品(鮮魚の詰め合わせ等)や水産加工品等も

**要件(裏面参照)**を満たしているものであれば、送料支援対象品目となります。

### 応募方法

応募は下記の専用ホームページを通じて行います。ページにアクセスし、申請ページにおいて必要事項を入力、必要書類(PDFデータ)を添付し、オンライン申請していただきます。

- 令和2年度水産物販売促進緊急対策事業  
(うちインターネット通販等を活用した販売促進事業)専用ホームページ  
<https://suisan-ouen.jp/ec.html>

## 応募期間 第11期

令和3年1月8日（金）～ 令和3年1月15日（金）17時まで

### 第11期募集における支援対象金額

第11期募集における1事業者に対する支援対象金額の上限額は500万円とします。（下限額は設けません）

※支援金額は課題提案書に記載された事業実施計画等の審査の結果や本事業を幅広く活用いただくために、課題提案書で計画された支援金額としない場合があります。

※第1期～第10期募集に応募いただいた事業者の方でも、続けて第11期募集に応募いただくことができます。

なお、本事業の予算額を超えた場合は、第11期募集だけに応募された新たな事業者を優先して支援決定することもありますので、予めご了承ください。

## ■事業対象品目

事業対象品目は、令和2年12月25日現在、以下となっております。

アイナメ、アオメエソ、アジ類、アナゴ類、アユ、アンコウ、イカナゴ、イカ類、イサキ、イボダイ、イワシ類、ウナギ、ウニ類、エビ類、貝類、海藻類、カジキ類、カツオ類、カニ類、カマス、カレイ類、カワハギ、キス、キビナゴ、魚卵、グチ、鯨類、コチ、コノシロ、サケ・マス類、サバ、サメ類、サヨリ、サワラ類、サンマ、シイラ、シシャモ、シラウオ、スズキ、タイ類、タカベ、タコ類、タチウオ、タラ類、淡水魚類、チョウザメ（茨城県産）、トビウオ、ナマコ、ハタ、ハタハタ、ハモ、ヒゲダラ、ヒラメ、フグ類、ブリ類、ホウボウ、ホタテガイ、ホッケ、ホヤ、ボラ、マグロ類、マダイ、マナガツオ、マンタイ、ムツ、メゴチ、メダイ、メヌケ類、ヤガラ、トクビレ（北海道産）

### 事業対象品目と非事業対象品目のセット商品（鮮魚の詰め合わせ等）の要件

支援対象品目に該当する事業対象品目と非事業対象品目のセット商品（鮮魚の詰め合わせ等）は、当該商品に占める事業対象品目の重量割合（複数の事業対象品目が含まれる場合は合計の重量割合）が50%以上であるものとします。

※重量割合の母数となる総重量には包装材や冷媒の重量は含めません。

事業対象品目の重量は、送料支援対象品目として商品化されている状態での重量とします。

### 水産加工品等の要件

支援対象品目に該当する水産加工品等は、以下の全ての要件を満たすものです。

1. 食品表示基準第2条別表第1における、「加工魚介類」、「加工海藻類」、「その他の水産加工食品」、「調理食品」のいずれかに該当すること。
2. 事業対象品目の名称が商品名に含まれていること。
3. 事業対象品目の原料原産地名が表示されていること。
4. 当該水産加工品に占める水産物のうち、事業対象品目の重量の割合（複数の事業対象品目が含まれる場合は合計の重量割合）が最も高く、その重量割合が50%以上であること。  
（事業対象品目の重量は送料支援対象品目として商品化されている状態での重量とする。）

加工魚介類	素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、塩蔵魚介類、缶詰魚介類、加工水産物冷凍食品、練り製品、その他の加工魚介類
加工海藻類	こんぶ、こんぶ加工品、干のり、のり加工品、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天、その他の加工海藻類
その他の水産加工食品	「加工魚介類」及び「加工海藻類」に分類されない水産加工食品
調理食品	調理冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品、弁当、そうざい、その他の調理食品

## ■送料支援対象品目WEBデータベース（品目Webデータベース）

事務局は、インターネットにより送料支援対象品目を全て掲載し、一般に検索できる送料支援対象品目WEBデータベース（品目WEBデータベース）を整備します。品目WEBデータベースは、全ての送料支援対象品目を掲載しますが、掲載料等の負担は支援対象事業者には一切かかりません。

## 問い合わせ先 / 事業実施主体（事務局）

本事業の事業実施は、一般社団法人日本水産会と株式会社アール・ピー・アイが共同で設置する水産物販売促進緊急対策事業共同事務局が行います。

問い合わせ専用メールアドレス：[info\\_atmark\\_suisan-ouen.jp](mailto:info_atmark_suisan-ouen.jp)

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

電話：03-5212-3413（事務局宛）

※極力メールでのお問い合わせをお願いいたします。

※お電話によるお問い合わせ対応時間は平日：11:00～17:00とさせていただきます。

●水産物販売促進緊急対策事業共同事務局（応募担当）

〒101-0051 千代田区神田神保町2-38 いちご九段ビル3F 株式会社アール・ピー・アイ内